

東村山ブランド「里に八国」認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東村山市商工会（以下「本会」という。）が地域の誇る「食」を東村山ブランド「里に八国」（以下「里に八国」という。）として認定し広くPRすることで、地域経済の活性化を促し地域間競争の中で差別化を図ることによって、より豊かな地域づくりと東村山市の発展・充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「認定」とは事業者等からの申請に基づき、商品等について一定基準に適合するものを「里に八国」として認めることをいう。

(推進委員会の設置)

第3条 本会は、「里に八国」の認定に関し必要な事項を審議するため、「地域ブランド推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織その他必要な事項は、本会会長（以下「会長」という。）が別に定める。

(認定申請資格)

第4条 「里に八国」の認定を申請する資格のあるものは、東村山市商工会会員事業所及び東村山市商工会が認めた団体（組合、NPO法人等）とする。

(認定基準)

第5条 「里に八国」は、原則として東村山市内の事業所で製造される商品等とする。

2 会長は、認定にあたり、コンセプト、市場性、信頼性、独自性、優位性、地域性に基づき認定の基準（以下「認定基準」という。）を定める。

3 会長は、必要があると認めるときは、前項の認定基準について変更することができる。

4 会長は、第1項に規定する認定基準について、委員会の意見を聞くことができる。

(認定の申請)

第6条 認定を受けようとする者（以下「申請者」）は、年度毎の別に定める時期に、「里に八国」認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

(認定の審査)

第7条 会長は、第6条の規定による申請があった場合は、認定の対象となる事業者等が第4条に規定する資格を満たすかどうかを審査するものとする。

2 会長は、前項の規定による審査で資格を満たすと判断されたものについて、委員会において、第5条に規定する認定基準に基づく審査を行うものとする。

3 前項の審査について、申請者等から意見を聞くことができる。

(認定の決定)

第8条 会長は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合すると認めるときは、本会理事会の承認を得て、「里に八国」認定商品（以下「認定品」という。）と認定する。この場合において、「里に八国」認定書（様式第2号）を、認定を受けたもの（以下「認定品取扱者」という。）に交付する。

2 会長は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合しないと認めるときは、「里に八国」認定審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 認定基準に適合しないと認める商品等は、同じ内容で再度の申請ができないものとする。

(認定内容の変更)

第9条 認定品取扱者は、次の各号のいずれかに認定内容が該当するときは、「里に八国」申請事項変更届出書（様式第4号）により、速やかに会長に提出しなければならない。なお、変更認定は、委員会の審査を経て、会長の承認を得るものとする。

- (1) 認定品の名称等を変更したとき。
- (2) 認定品取扱者の氏名、名称もしくは代表者又は住所等を変更したとき。
- (3) 認定品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (4) その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認定の表示)

第10条 認定品取扱者は、認定品、包装、容器、啓発用品等に認定品であることを表示するように努めなければいけない。

(調査及び検査)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、認定品の調査又は検査を行うことができる。

(認定の取り消し)

第12条 会長は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、会長は、委員会の意見を聞くものとする。

- (1) 認定基準に適合しなくなると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 第11条の規定による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。
- (4) 認定品の生産、製造もしくは販売等を1年以上中止又は廃止したとき。
- (5) その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。
 - 2 前項の取り消しを受けたときは、直ちに「里に八国」認定書を会長に返還しなければならない。
 - 3 認定品取扱者は、認定商品の生産を中止した場合など扱わなくなった時は、「里に八国」認定商品取消申請書（様式第5号）を会長に提出することにより、認定商品を取り消すことができる。
 - 4 会長は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び認定品取扱者を公表することができる。
 - 5 第1項に規定する認定の取り消しを受けた認定品取扱者は、取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

(認定品取扱者の責務)

第13条 認定品取扱者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の製造及び販売等を通じて積極的に東村山市の産業振興に努めなければならない。

- 2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、「里に八国」事故等発生通知書（様式第6号）により、直ちに会長に報告し、自ら問題解決に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会等の意見を聞き、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 2月12日より施行する。